

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年3月30日

【事業年度】 第28期(自平成20年12月1日至平成21年11月30日)

【会社名】 サムティ株式会社

【英訳名】 Samty Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森山 茂

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区西中島四丁目3番24号

【電話番号】 06(6838)3616(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長兼管理部長 小川 靖展

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区西中島四丁目3番24号

【電話番号】 06(6838)3616(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長兼管理部長 小川 靖展

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年2月26日に提出いたしました第28期(自平成20年12月1日至平成21年11月30日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

5 従業員の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(8) ストックオプション制度の内容

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(2) 監査報酬の内容等

監査公認会計士等に対する報酬の内容

第7 提出会社の参考情報

2 その他の参考情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

5【従業員の状況】

(訂正前)

(1) <省略>

(2) 提出会社の状況

平成21年11月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
60	35.2	4.8	5,277,615

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者はありません。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) <省略>

(訂正後)

(1) <省略>

(2) 提出会社の状況

平成21年11月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
60	35.2	4.8	5,277,615

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者はありません。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 従業員数が前期末比10名減少しておりますが、その主な理由は自己都合の退職によるものであります。

(3) <省略>

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(8) 【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

当社は、ストックオプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方式によるものであります。
当該制度の内容は、次のとおりであります。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年5月15日開催の臨時株主総会において特別決議されたもの

決議年月日	平成18年5月15日
付与対象者の区分及び人数	従業員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 付与対象者の従業員1名が取締役に就任し、2名が退職したことにより権利を喪失したため、付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、従業員7名となっております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年2月27日開催の定時株主総会において特別決議されたもの

決議年月日	平成19年2月27日
付与対象者の区分及び人数	従業員23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 付与対象者の従業員6名が退職したことにより権利を喪失したため、付与対象者の区分及び人数は、従業員17名となっております。

(訂正後)

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方式によるものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年5月15日開催の臨時株主総会において特別決議されたもの

決議年月日	平成18年5月15日
付与対象者の区分及び人数	従業員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 付与対象者の従業員1名が取締役に就任し、2名が退職したことにより権利を喪失したため、付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、従業員7名となっております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年2月27日開催の定時株主総会において特別決議されたもの

決議年月日	平成19年2月27日
付与対象者の区分及び人数	従業員23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 付与対象者の従業員6名が退職したことにより権利を喪失したため、付与対象者の区分及び人数は、従業員17名となっております。

会社法第361条に定める報酬として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成22年2月25日開催の定時株主総会において決議されたもの

決議年月日	平成22年2月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	（注）2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 付与対象者の人数の詳細は当社取締役会において決定します。

2 毎年定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数は、年額70百万円を新株予約権の割当日の当社の株価、一定の基準により算出された株価変動率及び新株予約権の行使可能期間等の諸条件を織り込んだブラック・ショールズ・モデルに基づき算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数（整数未満の端数は切捨て）を上限とします。新株予約権1個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1株とします。

ただし、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができます。

上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

3 新株予約権の割当日から30年以内の範囲で、当社取締役会において定めます。

4 新株予約権者は上記（注）3の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めます。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

(訂正前)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社			30	
連結子会社			4	
計			34	

(訂正後)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社			30	
連結子会社			—	
計			30	

第7 【提出会社の参考情報】

2 【その他の参考情報】

(訂正前)

(1) <省略>

(2) <省略>

(3) <省略>

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書

平成21年3月25日 近畿財務局長に提出。

(訂正後)

(1) <省略>

(2) <省略>

(3) <省略>

(4) 臨時報告書

平成21年1月23日 近畿財務局長に提出

当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書であります。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書

平成21年3月25日 近畿財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成21年2月2日 近畿財務局長に提出

平成21年1月23日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。